



# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M K 生

## ◎内務省告示第九十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年四月十日

内務大臣伯爵 兒 玉 秀 雄

### 路線名

區 間

工事終了ノ期日

一 號 神奈川縣足柄郡溫泉村地内 昭和十五年四月十日

五 號 青森縣東津輕郡新城村地内 同

五 號 自秋田縣雄勝郡院内町 同

六 號 至同縣 同郡 横堀町 同

同

同

- |     |   |                            |   |
|-----|---|----------------------------|---|
| 五   | 號 | 自秋田縣秋田市 中島町 至同縣同市 保戸郡表鐵砲町  | 同 |
| 十   | 號 | 秋田縣秋田市 牛島町 地内              | 同 |
| 二   | 號 | 自福岡縣小倉市 大字 砂野 至同縣同市 大字 三萩野 | 同 |
| 三   | 號 | 宮崎縣延岡市 大字 恒富地内             | 同 |
| 三十三 | 號 | 自長崎縣佐世保市 白南風町 至同縣同市 戸尾町    | 同 |

## ◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

法 令

| 道府縣 | 業者         | 事業種別       | 起業地名                         | 認定月日 |
|-----|------------|------------|------------------------------|------|
| 靜岡  | 鐵道大臣       | 道路改築       | 靜岡縣磐田郡野部村地内                  | 三、一八 |
| 秋田  | 三菱鑛業株式會社   | 溜池竝=用水路新設  | 秋田縣鹿角郡錦木村地内                  | 〃    |
| 山口  | 山口縣知事      | 道路改築       | 山口縣厚狹郡生田村、厚狹町、高千帆町地内         | 三、二〇 |
| 香川  | 香川縣        | 溜池擴張竝=道路附替 | 香川縣綾歌郡長炭村地内                  | 〃    |
| 靜岡  | 狩野川電力株式會社  | 電氣裝置竝=道路新設 | 靜岡縣田方郡上狩野村地内                 | 三、二三 |
| 大阪  | 阪神上水道市町村組合 | 水道布設       | 大阪府豐能郡庄内町地内                  | 三、二八 |
| 富山  | 富山縣        | 飛行場擴張      | 富山縣婦負郡倉垣村地内                  | 三、三〇 |
| 秋田  | 秋田縣        | 學校敷地擴張     | 秋田縣秋田市牛島町地内                  | 〃    |
| 秋田  | 秋田縣        | 運動場移設      | 秋田縣秋田市川尻町、南秋田郡寺内町地内          | 四、二  |
| 兵庫  | 兵庫縣知事      | 河川改修       | 兵庫縣飾磨市英賀、山崎、飾磨郡廣村地内          | 四、八  |
| 福岡  | 福岡縣知事      | 道路改築       | 福岡縣三池郡三池町地内                  | 四、九  |
| 兵庫  | 兵庫縣知事      | 道路改築       | 兵庫縣神戶市、葦合西布引町、神戶西加納町、神戶港地方地内 | 〃    |
| 大阪  | 大阪電氣軌道株式會社 | 車庫敷地擴張     | 大阪府中河内郡八尾町高安村地内              | 〃    |

軌道法に依る申請に對する處分

北海道

餘市臨港軌道 運輸營業廢止許可

余市臨港軌道株式會社申請に係る余市、濱余市間(全部二、七軒)軌道は昭和八年開業以來其の業續の振はざると、交通量よりするも、之と並行せる自動車運輸事業のみにて效用充分なる爲運輸營

業廢止せむとするの件は右廢止を本年七月二十一日迄に實施するものとし、一月二十一日監第六七號を以つて内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

岩手縣

花巻溫泉電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

花巻溫泉電氣軌道株式會社申請に係る一本松、二ツ堰停留場間(花巻停留場起點七、〇四八米)の第壹二ツ堰橋梁は木造にて腐朽

せるを以つて鐵筋混凝土橋に變更せむとするものなるが、本工事は縣が災害復舊工事として施行せむとするものにして之が工事費の一部四三〇圓（床版の内直角幅二米及下流の土留石垣）を會社に於て負擔せむとするものにして、橋梁架換中の假設工事に關する手續を爲すことと云ふ通牒を附し、四月九日監第六三九號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

#### 秋田縣

##### 秋田電車 秋田驛前大町二丁目間 運輸營業廢止實施許可

秋田電車株式會社申請に係る秋田驛前大町二丁目間軌道は曩に營業廢止許可したる大町二丁目、新大工町間軌道に接續せるものなるが此の區間は道路擴築困難の爲昭和十四年十一月七日營業廢止實施せし處之に伴ひ該申請區間を廢止せむとするものにして、認可の日より六ヶ月迄に廢止を實施するものとし四月六日監第四六號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる。

#### 官報掲載案

軌道運輸營業廢止實施、昭和十四年十月九日秋田電車株式會社ニ對シ秋田驛前大町二丁目間軌道運輸營業廢止ノ件許可シタル處本年十一月七日廢止實施ノ旨届出アリタリ（鐵道省内務省）

#### 千葉縣

##### 京成電氣軌道 軌道工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る電車運轉の色滑を計る爲中山

鬼越——京成中山兩停留場間上り下り、各甲型電燈三位式自動閉塞信號機を増設（工費、二、六二五圓）せむとするの件は三月十八日監第三九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

##### 京成電氣軌道京成津田沼停留場運輸信號保安裝置變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る京成津田沼停留場構内運轉保安の向上を計る爲、信號保安裝置一部變更（工事費概算三五〇圓）せむとするの件は四月八日監第六五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

#### 東京府

##### 京成電氣軌道 軌道工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る押上起點四料七五一、五九〇地點街路擴築の爲踏切道を擴築（踏切幅三米を一一米一八七とす）し踏切道には遮斷機及自動警報機を併置せむとするの件は踏切着手人小舎新設豫定位置には既設水道鐵管並制水弁あるを以て工事施行前東京市と協議すべしと爲し、三月二十七日監第六一四號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

##### 京王電氣軌道 高幡停留場設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る高幡停留場貨物線撤去に伴ひ聯動裝置一部變更せむとするの件は三月二十七日監第六一二號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

##### 東京橫濱電鐵 澁谷停留場運輸保安設備變更認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る玉電ビル設計變更に伴ひ玉川線路に終端並涉線の位置移動(變に手續濟)せし爲、澁谷停留場構内信號機の設置位置を變更し、尙第一種電氣機械聯動方式ヲ第一種電氣聯動方式に變更せむとするの件は三月二十七日監第五七五號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

神奈川縣

京濱電氣鐵道 澁梁工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大師線京濱川崎起點一杆二一六富士紡績線路跨線橋は富士紡績線路の關係及會社軌道線軌間變更の結果、之を改築せむとするの件は四月八日監第六五四號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

山梨縣

峽西電氣鐵道相生町間道路擴築期限延期許可

峽西電氣鐵道株式會社申請に係る 西部線起點甲府市相生町地内(甲府驛前起點一杆七〇〇)(一哩四鎖五一節七)より阿市露町地内甲府驛前起點二杆四三三(一哩四一鎖〇節)に至る間延長〇杆七三三四「三六鎖四八節三」の併用道路は依然舊態の儘にして竣功遲延し居るが客年六月二十九日元山梨電氣鐵道株式會社軌道財團を競落營業せるが開業未だ日淺く同區間は人家連擔し甲府市内目抜の場所にして擴築に因る土地買収並に家屋移轉等の補償料金の如何に不拘相當至難なるものにして且つ時局柄物資統制の關係上鐵材類

は容易に購入すること能はざるを以て、昭和十九年六月十三日迄道路擴築期限延期するものとし三月二十五日監第七一五號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる。

峽西電氣鐵道 錦町線道路擴築期限延期許可

峽西電氣鐵道株式會社申請に係る錦町線延長一四一米的的道路擴築工事に就ては右軌道を昭和十三年新會社に於て競落せるものにして開業日尙淺く、該工事資金調達上困難を生じ且つ右區間は兩側人家連擔し甲府市内目抜の場所にして擴築に因る土地買収並に家屋移轉切取等の交渉は補償料金の如何に不拘相當至難なるのみならず、之が交渉順調に進むとも家屋移轉に伴ふ資材の購入は現下物資統制の關係上容易ならざる實情なるを以て昭和十八年十二月二十七日迄道路擴築期限延期するものとし三月二十五日監第七一六號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

峽西電氣鐵道、同 甲府驛前起點二杆四三三(一哩四一鎖〇節)二杆七二六間道路擴築期限延期許可

峽西電氣鐵道株式會社申請に係る 甲府驛前(延長二八二米)工事箇所は人家連擔せる甲府市内目抜の場所にして土地買収家屋の移轉等甚だ困難なるのみならず物資統制の爲、鐵材類の購入殆ど絶望なるに依り現在規程定規迄の擴築は至難なるを以て昭和十六年十二月十三日迄道路擴築期限延期するものとし、三月二十五日監第七一七號を以て内務鐵道兩大臣より許可せらる。

靜岡縣

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る彙に軌道抵當權設定認可(第一順位)

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る彙に軌道抵當權設定認可を受け日本興業銀行より借入れたる借入金は都合に依り、元金六五萬圓の辨濟期限は之を昭和十五年五月二十五日とし期限に全額を一時に完済するものとし利率は昭和十四年十一月二十六日以降年四分とし毎年五月二十五日及十一月二十五日の兩度に前六ヶ月分の利息を支拂ふものとし、尙元金並に利息の支拂は營業益金及將來増資に依る拂込金を之に充當するものとし三月二十九日監第七〇四號を以つて、内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

靜岡電氣鐵道 元利支拂豫算 變更認可(第二順位)

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る彙に軌道抵當權設定認可を受け日本興業銀行より借入れたる借入金は都合に依り元金六十萬圓の辨濟期限は之を昭和十五年五月二十五日とし期限に全額を一時に完済するものとし、利率は昭和十四年十一月二十六日以降年四分とし毎年五月二十五日及十一月二十五日の兩度に前六ヶ月分の利息を支拂ふものとし、尙元金並に利息の支拂は營業益金及將來増資による拂込金を之に充當するものとし、三月二十九日監第七〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

靜岡電氣鐵道 元利支拂豫算 變更認可(第三順位)

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る彙に軌道抵當權設定認可を受け

け日本興業銀行より借入れたる借入金を都合に依り元金六十萬圓

の辨濟期限は之を昭和十五年五月十五日とし、期限に全額を一時に完済するものとし、利率は昭和十四年一月二十六日以降年四分とし、毎年五月二十五日及十一月二十五日の兩度に前六ヶ月分の利息を支拂ふものとし、尙元金並に利息の支拂は營業益金及將來増資に依る拂込金を之に充當するものとして、三月二十九日監第七〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

靜岡電氣鐵道 元利支拂豫算 變更認可(第四順位)

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る彙に軌道抵當權設定認可を受け日本興業銀行より借入れたる借入金は都合に依り元金五十萬圓の辨濟期限は之を昭和十五年五月二十五日とし期限に全額を一時に完済するものとし、利率は昭和十四年十一月二十六日以降年四分とし毎年五月二十五日及び十一月二十五日の兩度に前六ヶ月分の利息を支拂ふものとし、尙元金並に利息の支拂は營業益金及將來増資による拂込金を之に充當するものとし三月二十九日監第七〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

靜岡電氣鐵道 元利支拂豫算 變更認可(第五順位)

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る彙に軌道抵當權設定認可を受け日本興業銀行より借入れたる借入金を都合に依り元金三五萬圓の辨濟期限は之を昭和十五年五月二十五日とし期限に全額を一時に完済するものとし、利率は昭和十四年十一月二十六日以降年五分

五厘とし毎年五月二十五日及十一月二十五日の兩度に前六ヶ月分を支拂ふものとし、尙元金並利息の支拂は營業益金及將來増資に依る拂込金を之に充當するものとし三月二十九日監第七〇八號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

**靜岡電氣鐵道 元利支拂減算 變更認可(第六順位)**

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る義に軌道抵當權設定認可を受ける日本興業銀行より借入れたる借入金を都合に依り元金十四萬六千二百圓六七錢の辨濟期限は之れを昭和十五年五月二十五日とし期限に全額を一時に完済するものとし利率は昭和十四年十一月二十六日以降從來通り年四分とし毎年五月二十五日及十一月二十五日の兩度に前六ヶ月分を支拂ふものとし、尙元金並に利息の支拂は營業益金及將來増資に依る拂込金を之に充當するものとして三月二十九日監第七九號を以つて、内務鐵道兩大臣より認可せらる。

**靜岡電氣鐵道 元利支拂減算 變更認可(第七順位)**

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る義に軌道抵當權設定認可を受ける日本興業銀行より借入れたる借入金を都合により元金五萬圓の辨濟期限は之を昭和十五年五月二十五日とし、期限に全額を一時に完済するものとし利率は昭和十四年十一月二十六日以降年五分五厘とし毎年五月二十五日及十一月二十五日の兩度に前六ヶ月分を支拂ふものとし、尙元金並に利息の支拂は營業益金及將來増資に依る拂込金を之に充當するものとし三月二十九日監第七一〇號

を以つて内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

**變 知 縣**

**名古屋市警備道 大池變電所設備増設工事施行認可**

名古屋市中申請に係る大池變電所の既設變電設備は設置以來九年を経由し機能減退の傾向にあり、萬一之が故障發生せんか市内交流に支障を來すを以つて二四〇キロワット 硝子製水銀整流器四基を増設して現状に對處し交通の圓滑を期せむとするの件は三月二十七日監第七〇二號を以つて内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

**並假設工事認可**

名古屋市中申請に係る軌道建設工事の竣功期限は本年二月十五日迄の起處點より二軒三一〇米の區間は竣功の豫定なるも起點二軒三一〇より二軒四一八八四六米の區間は都市計畫工事施行の爲工事竣功の見込立たざる爲假線を敷設し、交通緩和に資せむとするを以つて起點より二軒三一〇米間の竣功期限は假線敷設認可の日より三十日間延長し、假線敷設區間(一〇八米餘)の竣功期限は假線使用期限迄延長(工事費三九、五〇五圓)電車收入中から支出す。假線敷設期限は認可の日より本年十二月二十八日迄とし三月二十七日監第七〇三號を以つて、内務、鐵道兩大臣より工事竣功期限延期の件許可し假設工事の件認可せらる。

**名古屋市營電氣軌道 軌道工事方法變更認可並車體外有効幅員持別設計許可**

名古屋市中請に係る八事線終點學母附近は軍需工場の建設により交通上支障尠からざるを以て本軌道敷を鋪裝（鋪裝區域名古屋市昭和區廣路町中山四四、至同市 同區 石坂三〇ノ五）し且軌道中心間隔を擴大（中心間隔を二七四三耗ノリニ、八九七耗に擴大せむとする結果所定の車體外有効幅員を保持し難し）將來の大形車輛の運行に資し運輸交通の圓滑を期せむとするの件は四月八日監第六八〇號を以て内務鐵道兩大臣より軌道工事方法變更の件認可し、車體外有効幅員特別設計の件許可せらる。

**名古屋市營電氣軌道 電動客車用制動機省略許可**

名古屋市中請に係る昭和十一年十二月十二日附監第四一四六號を以て認可の四輪ボギー客車と同一設計に依り六輪新造せるも之に對し手用制動機を省略し「ハンドスコツチ」常備空氣制動機のみとせむとする件は四月九日監第六七九號を以つて内務鐵道兩大臣より許可せらる。

**三重縣**

**神都交通 工事方法變更認可**

神都交通株式會社申請に係る中山停留場は附近に人家無く且内官方面より二見に向ふ旅客は既に内宮に於て二見行きに乘車し居るを以て停留場として殆ど乗降客無く只二見方面の分歧點たるに

過ぎざる現状なるを以て此の際信號所と變更（旅客の運賃には關係なし）せむとするの件は三月二十六日監第六一三號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

**滋賀縣**

**京阪電氣鐵道 車輛設計變更認可**

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る乗客の激増を來し輸送困難なる状態になれるを以つて信貴生駒電鐵株式會社へ貸渡中の無蓋電動貨車を二輛電動客車に改造し石山坂本線に使用工費豫算二萬三千圓）せむとするの件は三百十八日監第五三二號を以て内務鐵道兩大臣依り認可せらる。

**大阪府**

**南海鐵道軌道 線工事方法變更認可**

南海鐵道株式會社申請に係る平野線飛田阿部野交叉點（延長四四〇米）間上町線北畠帝塚山四丁目（延長一三八〇米）間軌道線路に於ける三十五軒軌條を五十軒に更換し、軌道敷を鋪裝石線板張に變更（工事費一九萬圓内、一〇萬圓手持資金、九萬圓、借入金支辨）せむとするの件は臨時資金調整法に依り大藏、商工兩大臣に協議せし處、異存無き旨回報ありたるを以て、境界帶石下基礎コンクリート配合一、三、六となすべしとの通牒を付して三月十五日監第六七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

**阪界電鐵 電動客車設計變更認可**

阪界電鐵株式會社申請に係る四輪「ボギー」式電動客車四輛は明治四十四年に建造せられ車齡既に二十八年に達し車體全般に弛み腐朽甚しく交通保安上の危険一方ならず、又事變影響に依り逐次に繁劇の度を加へつゝある運輸の萬全を期する爲右四輛の車體を改造せむとするの件は四月九日監第七一八號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

#### 大阪市營高速電氣軌道 工事方法變更認可

大阪市申請に係る曩に工事施行認可を受けたる第一號松根崎町天王寺町間、天王寺町地内に於ける線路勾配一部變更（變更延長一〇二米七四九工事費變更ナシ）せむとするの件は右は當初天王寺町以南を高架式構造として施行計畫なりしも時局柄之を地下式構造に變更したる結果に因るものなるを以て三月二十九日監第七七九號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

#### 大阪市營高速電氣軌道 天王寺町昭和町西二丁目間軌道起業目論見變更並工事施行認可

大阪市申請に係る曩に特許をせし第一號線の内自住吉區天王寺町二五七五番地至住吉區昭和町西二丁目二六番地間（複線延長一、二三五米〇〇一、工事費二、七七八、七五三圓）公債、受益者負擔金及雜收入を以て財源とす）に於て大阪鐵道交又箇所以南は高架構造の計畫なりしも國防上並資材節約の見地より之を地下構造に變更し右區間の工事施行を爲さむとするの件は本工事は昭和十

五年九月二十八日迄に着手し、昭和十七年三月二十八日迄に竣功すべしと爲し三月二十九日監第七八〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

#### 大阪市營軌道 車輛設計變更認可

大阪市申請に係る大阪府附近に於ける重工業の發達に伴ふ通勤者其他一般乘客激增の折柄、且又（ガンリン）配給統制の爲（バスタクシー圖）等の運轉減車に依る運輸機關の能力減退に對應し客車の増車り、運輸の圓滑を期する爲、四輪電動撤水車十輛を客車に設計變更（工事費一六萬圓）營業利益金より支辨）せむとするの件は四月九日監第五三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

#### 大阪市營軌道 假設物使用期限延期認可

大阪市申請に係る省線安治川口驛分岐側敷設に伴ふ該市電氣軌道西野田櫻島線一部鐵道交又附近地に於ける假設物使用期限は昭和十三年八月三十日限の處大阪鐵道局長より石炭焚敷運搬の爲尙之が存置の必要なる爲使用期限延期を昭和十六年八月三十日迄とし、四月九日監第七二二號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

#### 兵庫 縣

#### 阪神急行電鐵工事 方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線塚口停留場構内涉線を



變更(之に使用の轉轍器轍又は既認可と同一のものを使用)せむとするの件は四月二日監第六三六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

**阪神急行電鐵 軌道假設物使用期限延期認可**

阪神急行電鐵株式會社申請に係る巖に認可せし處の神戸線西灘停留場假設乗降場及上家の使用期限は昭和十四年十一月十五日迄の處神戸市都市計畫道路第二十八號線の擴張工事が二年後に竣工の見込に付其れ迄延期せむとするの件は昭和十六年十一月十五日迄とし、四月八日監第六八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

**阪神急行電鐵 西灘上筒井間 軌道運輸營業廢止許可**

阪神急行電鐵株式會社申請に係る上筒井線は神戸市電第四期第四號線敷設(特許申請中)に伴ひ之と近接平行せる爲、運輸事業統制の見地より神戸市電と協定の上之を廢止(但し西灘停留場構内ものは側線として存置す)せむとするの件は七月十三日迄に廢止實施を爲すべしと爲し、四月十三日監第五〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

**神戸市營軌道 板宿停留場假乗降場特別設計許可**

神戸市申請に係る市電氣軌道第三期第三號線(板宿線)終點に於ける南行乗客の利便と安全を計り併せて操車の圓滑を期する爲假乗降場を設置せむとするの件は本假設物使用期限は昭和十六年四

月八日迄とし四月八日監第七三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

**奈良 良 縣**

**大阪電氣鐵道 西大寺並高田停留場保安設備變更認可**

大阪電氣軌道株式會社申請に係る西大寺及高田停留場保安設備を變更(聯動裝置は既認可通り、當置信號機入換信號機は從來低位置燈式信號機を使用せしも之を二位燈列式信號機に變更し一級當置信號機と區別す。其他高田停留場構内信號機の現示方法を變更他は從來通り)とせむとするの件は三月十八日監第五三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

**廣島 縣**

**藝南電氣 岩漣津久茂 間線路及工事方法變更認可**

藝南電氣軌道株式會社申請に係る吳海軍工廠敷地擴張に伴ひ、自加茂郡廣利字岩漣(延長七五・一米三五)〔敷石鋪裝五・三七米六至〇・〇字津久茂間(延長七五・一米三五)〕未鋪裝二・一三米六六五〇工費四七、五九四圓六〇(海軍省負擔)道路の種類〔特二十四七〇〕國道四三八米六七(幅員二・一八六) 工事方法變更せんとする三・一二米六六五(幅員一・五米) 工事方法變更せんとするの件は四月八日監第七五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。